

## 令和4年11月 岩手県教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 令和4年11月21日(月)午後2時00分

閉会 令和4年11月21日(月)午後3時00分

### 2 開催場所

県庁10階 教育委員室

### 3 教育長及び出席委員

佐藤 博 教育長

新妻 二男 委員

島山 将樹 委員

宇部 容子 委員

小野寺 明美 委員

泉 悟 委員

### 4 説明等のため出席した職員

佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長

西野教育企画室長兼教育企画推進監、古川予算財務課長、度會学校教育企画監、三浦義務教育課長、中村高校教育課長、近藤特別支援教育課長、八重樫参事兼教職員課総括課長、菊池保健体育課総括課長、久慈生涯学習文化財課総括課長

教育企画室：菊池主任主査、西山主任(記録)

### 5 会議の概要

#### 第1 会期決定の件

本日より決定

#### 第2 事務報告1 令和4年9月県議会定例会の概要について(教育企画室)

別添事務報告により説明

宇部委員：スクールソーシャルワーカーの充実についてですけれども、家庭環境が多様化する中でスクールソーシャルワーカーの存在は学校現場にとっても大変大きいと感じております。全国的には退職した教員等の任用で人数を確保している例もあるようですけれども、岩手県教委では任用に関して社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人を積極的に登用しているという方向性は大変望ましいと感じております。スクールソーシャルワーカーについては人材の確保や予算の面があるかと思いますが、現在の任用の仕方を継続しながら国の支援の動向を見て人材確保、処遇等の工夫、改善を進めていただければと感じております。

度會学校教育企画監：今回、不登校の関係、スクールソーシャルワーカーに関する質問が多く出ました。来年度に向けて、処遇見直しもそうですが、配置の仕方の工夫をしていかなければならないと思っていて、その在り方について検討しております。今年度もスクールソーシャルワーカー24名、スーパーバイザー1名を配置しております、引き続き継続していく形で考えていきたいですし、今までとは違う形の配置の仕方も考えておりますので、充実していくことができればなどと検討しているところです。

小野寺委員：不登校児童生徒の教育機会の確保についてです。不登校対策は本当に重要な課題でしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。一人一人背景や原因等が異なるので対応も多様性が必要であると感じています。まずは不登校児童生徒の学びの状況を学校が把握しなければ、その子にあった対応ができないと思います。家庭の中まで踏み込まなければならない場合もあるかと思いますが、それは誰が中心になって動くものなのかお伺いします。

高橋教育次長兼学校教育室長：一時的にはやはり学校が担任を中心にして家庭訪問等をしてしながら状況を把握することになるかと思います。そのうえで家庭の状況等で専門家に繋いだ方が良いという判

断を学校でする場合には、スクールソーシャルワーカーですとか地域の社会福祉団体等と相談しながら包括的に支援していくということになるかと思えます。そして場合によっては地域の教育支援センターに繋いだり、可能な場合にはフリースクールを紹介したりといった形で行うのが一般的な流れかと思えます。

小野寺委員：県では昨年度から不登校児童生徒支援連絡会議を開催していて、フリースクール等の民間施設の方も交えて連携できることは不登校対策の大きな役割だなと思っています。この会議を是非充実させて、各学校に情報や支援の在り方をしっかり伝えて、常に周りの機関と意見交換をきめ細やかにできることを望んでいます。それがまず第一かなと思っていますのでよろしく願います。

畠山委員：学校現場を訪問しておりますと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活躍を耳にします。かなり浸透してきて大きな役割を担っていると思えます。スクールソーシャルワーカーの方々は人数が少ない中でもネットワーク会議をしながらスキルアップに努めていらっしゃるのも伺っておりますし、是非充実にも努めていただきたいと思えます。一方で家庭の問題に踏み込んでいかなければならないときに、第一に担任の先生等が踏み込んでいくことになる、学校一体となってそこに力を注いでいくように努めていただいているとは思いますが、個々の不登校の児童生徒のお話やそのご家族のお話を聞くと、やはり先生方に余裕がなくてなかなか時間を割くことができているのではないのかなという現状もあるように思えます。是非、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた学校全体で、一人の担当の先生に過負担にならないようにしながらも丁寧に進めていただきたいと思えます。また、スクールロイヤーと言っているのかどうかわかりませんが、弁護士会等でもこれらの学校を取り巻く大事な問題に関わらせていただきたいという本意もございますので、ご検討を進めていただいているところだと思えますが、引き続きお願いしたいと思えます。2点目は自己肯定感のところ、足らざるところを吟味してというような質問があったようですが、ここはどんなことを想定しての質問になっていたのか教えていただけますでしょうか。

度會学校教育企画監：報告書ではコロナ禍を要因として挙げていたが、本当にそうなのかという先生の問題意識がありました。他の要因はないのか、ちゃんと分析しているのかというところが、足らざるところを吟味してという言葉に表れているところです。

畠山委員：そのような質問だったというのわかりました。足らざるところに当たるかどうかはわからないですけども、私以前に協議会や定例会で述べさせていただいたところでは、自己肯定感は調査では高まってきているとは思いますが、ここからさらに上げるにはどうしたら良いかということ考えたときに、やはり学校を取り巻く校則であったり生徒会規則であったり様々なルールを見直しではないかと思っております。決まりがあればあるだけ守れない子、守らない子が出てくる。様々な理由があるにしても教師も保護者もなぜルールを守れないのかというところで悩むこととなります。子ども達は自分が守れない守らないことに対しての自己肯定感を下げていく要因になっているのではないかと感じると思います。答弁の中で児童生徒が参画して校則を見直す取り組みを通して主体性を育むという記載があります。すごく大事なことだと思っております。既に校則等の見直しの好ましい事例をいくつか伺っておりますので、是非進めていただきたい一方で、生徒からの声を待たずに変えるべきところ、変えなければならないところもあるのではないかと思っております。そこは校長であったり教育委員会が主となって踏み込んで見直していくことによって、自己肯定感の向上に繋げていってほしいという思いがございます。是非ご検討いただければと思います。

中村高校教育課長：委員ご指摘の通り、様々な校則や生徒会規則を守っていくということに対して、生徒もまじめに取り組んで、これができなかったということで自己肯定感を下げるような場面もあるのかなと考えるところです。県立高校におきましても生徒を主体とした校則検討委員会といったものを立ち上げながら、頭髪や服装に関して、今まで不快な思いを与えないとされていたことに対して、実際に企業の方がどういうふうに捉えているのかといった聞き取り調査等を行いながら、単に校則を変えるといったことのみならず、自分達が主体的に動くことによって様々な規則を変えるといったような生きる力とか、そういったことの育成にも繋げるような取組を行っているところがありますので、そういう取組事例を紹介しながら各学校が主体的に取り組めるように教育委員会としても取り組んでいかなければならないと考えているところです。

畠山委員：是非そのような形で進めていただきたい。大分年月を経て本当に今の時代必要なのかというルールも保護者として感じるものも多くありますので、そういった取り組みが進んでいっていただ

けるとありがたいと思います。もう1点、再発防止岩手モデルへのこども基本法に基づく文言の反映についてです。こども基本法に対しては皆さん非常に関心が高いところだなと思っています。答弁にあるとおり、こども基本法の基本理念というのは岩手モデルの中に取り込まれていって欲しいと思いますし、条文の中では地方自治体に計画策定ですとか子どもの意見の反映の方法を作ること等も盛り込まれているところですので、全体的に教育委員会としてこども基本法にどのように関わっていくのかという検討をする機会がもっとあって良いのかなと感じているところです。必要があれば総合教育会議等で知事部局との連携を高めることも必要かと思ひますし、こども基本法の理念について現場の先生方にも知っておいていただくのも非常に大事ではないかと思ひます。皆さんに知っていただく機会を作っていくということも教育委員会として考えていく必要があるのではないかと思ひますので、是非ご検討いただきたいと思ひます。

泉委員：3点お聞きしたい。教員の採用について、教員採用試験については文科省からの話等で今後具体化していくのだろうと思ひますが、今の時点でどんなイメージなのかお聞きしたい。それから教員採用については定年延長の件もありますし、若い方々が希望してもなかなか採用枠が広がらないということもあって厳しい状況にはあります。毎年状況は変わると思ひますが、例えば今年度の受験者の中で他県から受験している人の割合はどれくらいなのか、それが多ければ他県に対して何かしら岩手での就職を考えてくださいというアピールがされているのかどうかということをお聞きしたい。2つ目が、教員のメンタルヘルスに関してです。病気休職者数は人数は多いことは多いわけですが、年々減少傾向にあるというふうに捉えて良いものなのか、減少傾向にあるとするならば何かしら効果のある取り組みがなくての減少というふうに把握しているのかということをお聞きしたい。3つ目は高卒者の県内就職が高いということで非常に好ましいことだと思ひているところですが、どんな業種に就職しているのかというデータを、私はあまり目にしたことがないので、もし情報があるのであれば教えていただきたい。また、進学で県外に出た子ども達がどれくらい岩手に戻っているのかというは、何かしら調べる手立てがあるのかないのかその辺りについても教えていただきたい。

八重樫参事兼教職員課総括課長：教員採用についてでございます。現時点での教員不足、志願者の減少に対する対策ということで、文科省においても都道府県教育委員会と関係団体と協議会を作って協議を進めており全国的な課題だというふうにも国の方でも捉えておられて、我々もここに参加して検討を進めているところです。10月19日に第1回の協議会を開催いたしまして、採用選考の早期化ということについて議論しているところでございます。今月また近日中にオンライン会議で開催されて議論を深めていくということになっております。我々の独自の対策としても、コロナ禍でも学生の方たちに教員の魅力というものをお伝えできるようにオンラインで説明会等しながら対策を図っているところでございます。他県受験者についてですが、今現在数字を持っておりませんので、どれくらいというのはお知らせできかねますが、他県からの受験者も確かにございますし、特別選考という形で他県で教員をされていて岩手県に戻って勤めたいという方については、受験の簡素化と言いますか一次試験を免除するというようなことで他県からの獲得につきましてもこれまでに対策を進めている状況でございます。メンタルヘルスについてですが、病気休職者については答弁のとおり100人近くおり、その中の6～7割がいわゆる精神疾患の者が占めているといった状況です。推移につきましては今年度は8月末時点ということでしたので、減ったように見える数字になっておりますが、大体横ばいで推移してきている状況でございます。メンタルヘルスにつきましては、一次予防から三次予防という形で、予防の段階、早期発見、事後対策という三段階で対策に取り組んでおられて、数は減ってないんですけども、人によって事情は異なりますので、できるだけ汲みながら対策をとっていくという形できめ細やかな対応に努めている状況でございます。

度會学校教育企画監：どのような業種に就職されているのかということですが、令和4年3月末の岩手労働局のデータですが、主に製造業が42.4%、続いて建設業が14%、卸売・小売業10.9%、医療・福祉5.7%、以下、宿泊、飲食サービス業等細かな数字になっていきます。2点目の一度県外に進学で出て岩手県に戻ってくる者の割合というのは教育委員会ではデータを持っておらず、他部局でそういったデータを持っているかということも把握していないですけども、他部局での取り組みで、高校卒業した時に協力いただいてLINEで登録して岩手県の就職状況の情報を定期的に流したりする取り組みをしているのは私自身も聞いたりして、そういった形で人口減少の対策として、教育委員会としても他の部局と協力してやっている取り組みもありますので継続してやっていきたいなと思ひます。

八重樫参事兼教職員課総括課長：先ほどの県外受験者の数でございますが、今年度選考試験で 1,002 名が受験しましたが、そのうち小中高合わせて 145 名が県外受験者で割合としては 14.5%となっております。

泉委員：ということはやはり県内の受験者が多いということなので、県内に岩手県の教員の魅力を訴えかけていく機会をどんどん作っていけば、ひょっとしたらもっと増えるかもしれないという捉え方で良いのでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：県内の受験者もそうですけれども、県外の教育関係の大学にも訪問やオンラインで案内させていただいているところですので、県内に限らず県外の受験者も獲得できるように努めて参りたいと思います。

新妻委員：夜間中学について岩手県でも勉強会が行われて私も参加してみたのですが、多くの場合はかつて不登校で形式的な卒業は認定されている方とか、外国筋からきた方で十分な日本語を媒介にした教育を受けていないとか、あるいは高齢者の方で過去にそういう機会を逸してしまった方とか、色々な方が基本的には学び直しということで夜間中学に入り学んでいるというのが圧倒的に多いということが報告にもあったようです。仮に夜間中学が設立された場合、現在中学・高校生くらいで不登校状態にある子ども達が、夜間中学に行き学び、卒業を内実共に得るという選択肢に夜間中学はなり得るのか、現状で夜間中学が開校されている地域ではそういった子ども達の存在がどうなっているのか教えていただきたい。2点目は ICT 教育について、機器の整備については概ね一段落したと思うのですが、そうすると今度はどういった活用をするかというのが一番のポイントになると思います。心配しているのは 2015 年の OECD の学力調査の結果を見ますと、読解力とか数学的リテラシーだとかサイエンスリテラシー（理学的能力）の3分野が、ICT の普及している国、地域で学力の低下傾向が見られると指摘されている。このことをどう受け止めるか。ひとつの例として言われているのは、自主的な学びには相当効果がありそうだが、教室の学びでは限界があるのではないかという指摘もあるし、指導要領的に言えば、協働的な学びと個別的な学びということになると思うが、どちらにどう使うことが効果的なのか、試行錯誤段階だとは思いますが、この辺りも念頭に置きながら活用を訴えていかないと、ICT を導入することが目的で一件落着というイメージではまずいと思う。今後の課題としてこのような考え方、意見もあるということをご参考にしていく必要があると思う。

三浦義務教育課長：夜間中学の件についてですが、設置目的については委員ご紹介いただいたとおり戦後の混乱期に通えなかった方であるとか外国籍の方、卒業後に学び直しということで十分に中学校の学習ができなかった方ということになっております。国の通知では不登校児童生徒の学びの機会の保障ということで、現在学齢生徒であっても学びの場として中学校夜間学級も選択肢としてなり得るということで通知を頂いています。ただし、この場合はあくまで所属は原籍校となります。

新妻委員：今現実に公立で作られているところもあるようですけれども、地元の中学校に籍をおいて夜間中学に学びに行っている子ども達がいるのかどうか。選択肢のひとつであることは間違いないというのはわかりました。実体的にそういうことが可能なのか、可能であればどういう形にしているのか。

三浦義務教育課長：現在設置事例で紹介されている部分では、具体的に触れられている事例はないところですが、今後調査を進めていきたいと思っております。

度會学校教育企画監：ICT 活用に関して、県内では整備が進んで活用のフェーズに移っており、オンライン授業だとか共有ツールを使ったりだとか、主に義務段階で AI ドリルを使ったりして学びは進んでいるところではあります。ICT に関してはあくまでツールですので、使うこと自体が目的となつては当然いけないところではあります。重要なのは ICT を活用するのが有効な学習場面、単元はどこなのかというのを教育委員会としてもそうですし、学校現場においてもノウハウだとか事例というのは蓄積していかなければならないと思っております。県としても GIGA スクール運営支援センターを設置して事例などを集めて公開しておりますし、総合教育センターでも集めています。当然ながら集めるだけではなく研修等で事例の紹介はさせていただいているところではあります。ご指摘の自主的な形で使うところでは有効だというのは、個別最適な学びの観点からいけば自己調整していく際のツールとして使うというのは有効な手段だと思っております。例えば英語のデジタル教科書であれば音声聞いて自分で練習したり、録音したりして先生に提出してチェックするということもあります。協働的な学びといったときにどういうことができるのかといったところは、クラウドを活用して共有していくところがこれから求められる協働的な学びの一つの在り方かなと思っておりますが、まだ事例が少ないか

などは思っていて、その辺りは学校現場とも相談してみないといけないと思っています。いずれにしても使うこと自体が目的とならないように気を付けながら取組を進めていきたいと思っております。

小野寺委員：学力向上についてですが、議員仰るとおり、高い目標を設定しながら進めていくというのはその通りだと思いますけれども、答弁の最後にある、テストの点数ありきではなく、今後の課題となったところを授業改善に生かしていくということに尽きると思っております。学校訪問等で算数の授業を見ていると、先生方が工夫しながら様々な考え方や導いている場面がよく見られました。それを見ていると、算数ではなくて国語にも関わるのではないかというような問いかけの仕方というのがあって、そういう基本的な理解をしないと子ども達は面白みも感じられないし理解にも繋がらないし、深めようという気持ちにもならないのではないかと思います、これは大事な場面だなと思われました。面白さとか考え方を教えないと、その先にある向上に繋がらないと思っておりますので、先生方が子どもに何を学ばせたいのか、どういう力をつけさせたいのかという根本的な所に目標をしっかりと持って指導することが大切であり、後々の向上に繋がるのではないかと思います。点数に一喜一憂しないで取り組んでほしいなと思っております。

度會学校教育企画監：基礎基本をしっかり固めないと、応用は解けないだとかその先はないと思っておりますので、課題とかできなかつた所を潰していくというのは当然大事なことになりますので、テストの結果とかでもできなかつた所は次のタイミングではしっかりできるようにといったところを学校訪問や研修の場でも説明はしていますので、引き続き丁寧に取組を進めていきたいと思っております。

### 第3 事務報告2 令和7年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜について（素案）の策定について（学校教育室）

#### 別添事務報告により説明

宇部委員：素案には異存ございません。その上で、各高等学校を特色のある学校にということで実践が始まっているところだと思いますけれども、これまでの入学者選抜との違いが各校や保護者、生徒に説明が行き届き、生徒一人一人の適切な高校選択に繋がっていくことを願っております。

中村高校教育課長：委員ご指摘のとおり、十分に丁寧に説明していくことは非常に重要なことだと考えております。もちろんパブリックコメントでもって様々な意見を頂くわけですが、各高校に対して直接校長先生方に説明する機会を設けて意見を頂く、あるいは中学校長の役員の先生方にも直接説明を申し上げて意見を頂くといったように丁寧に意見周知をしながら対応して参りたいと考えております。

泉委員：パブリックコメントを得るための資料ということで細かいことまでは記載されていないと思うのですが、今までであれば第二、第三志望というものも願書に記入して受検していたが、それについて記載がないということは従来通りという理解で良いのか。それから、定時制の成人枠についても触れられていないのでこれについてもその通りということで良いのか。そして盛岡市立高校との兼ね合いも今まで伺っていなかったもので、日程については同一歩調で進むのかどうかということをお聞きしたい。

中村高校教育課長：第二、第三志望の扱いと成人枠の扱い等につきまして、これらも非常に重要な内容にはなりますが、今現在では改善案としてポイントとなる事柄についてまず固めたうえでというふうに考えております。これらの制度について、成人枠については若干ご意見頂く場面もありますが、大きな問題点については把握あるいは寄せられておりませんし、せつかくの制度でもあります。それから生徒の様々な志望をしっかり汲み取る意味でも第二、第三志望も検討していくというのは重要なことと考えておりますので、そういったことを含めながら検討していきたいと考えております。それから盛岡市立高校につきましても令和7年度以降の入試改善を検討しているというところがございますので、素案についてお互い情報共有しながら検討を進めているところです。

泉委員：細かい表記なんですけれども、改善後の検査日のところで、「2日間」とありますが、「連続する」という言葉を入れなくて良いのか、間を空けてやるのが無いというのは分かるんですが、第三者が見たときに「連続する2日間」としなくて良いのかなと感じました。大丈夫だというのであればこのままで良いと思います。それから10ページの一般の選抜方法のところ、比率に鍵括弧があった方が見やすいと感じました。

中村高校教育課長：初めての人が見たときに、見やすく誤解が生じないような表現にしていきたいと考えておりますので、今頂いたご指摘を参考にしながら改めて検討したいと思います。

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。